

の開発に努め、きめ細かな教育の推進に努める。

なお、重点施策を具現化するため、次の柱を掲げ体系的に推進するものがある。

- (一) 教育機会の拡充
- (二) 教育活動の質的充実
- (三) 教職員の確保と指導力の向上
- (四) 教育施設・設備の整備充実
- (五) 国際障害者年記念事業

三 あすをになう青少年の健全育成の推進

青少年が、社会の成員としての使命と役割を自覚し、現在及び将来の郷土の不在い手として、明るく、豊かな社会を創造する人間となるよう家庭、学校並びに各機関との連携を強め、地域の環境づくりに努めるとともに、青少年の主体的活動を援助・助長し、青少年の健全育成事業の推進に努める必要がある。

なお、重点施策を具現化するため、次の柱を掲げ体系的に推進するものがある。

- (一) 青少年健全育成事業の充実
- (二) 青少年教育施設の整備充実

四 自ら学習し生きがいを求める社会教育の推進

県民一人一人が生涯にわたり豊かな生活を創造するため、各自がその世代



家庭教育研究集会（原町市）

に適した学習、奉仕活動、レクリエーション等の自己啓発的活動を行う機会の充実に努めることが一層必要となっている。

そのため、多様化する県民意識の要求を的確に把握し、地域活動を中心とする各種の学習活動を充実するとともに、市町村における社会教育活動の振興に努める。

なお、重点施策を具現化するため、次の柱を掲げ体系的に推進するものがある。

- (一) 社会教育事業の充実
- (二) 社会教育指導者の養成確保
- (三) 社会教育施設・設備の充実

五 健康と体力の向上をめざす社会体育の推進

生活が豊かになり、自由時間が増大するに伴い健康に対する県民の関心が高まっているので、年齢、性別、生活環境に応じた体力づくりを意図的・積極的に行う機会をつくることに努めることが一層必要となっている。

そのため、県民が日常生活の中で体育・スポーツ活動に親しむことにより健康の増進と体力の向上が図られるよう体育施設の整備拡充並びに体育・スポーツ団体の組織を充実しながら関係機関との緊密な連携に努める。

なお、重点施策を具現化するため、

次の柱を掲げ体系的に推進するものがある。

- (一) 県民体力づくりの推進
- (二) 社会体育指導者の養成確保
- (三) 社会体育施設の拡充整備

六 伝統を生かし創造性をはぐくむ文化活動の推進

豊かな風土や郷土の文化遺産を保護しようとする気運が高まるなかで、文化財愛護活動の推進に努め、歴史と文化に支えられた県民生活の実現を期することが重要となっている。

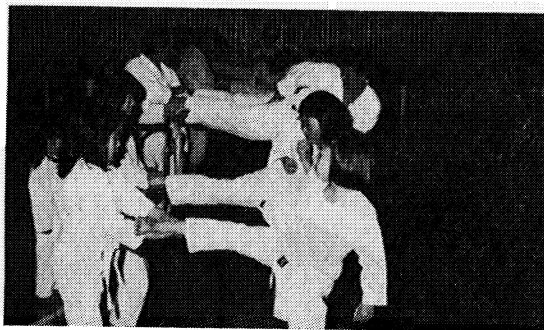
そのため、先人の残した伝統的文化を継承しながら、新しい文化を創造発展させる体制づくりと地域文化活動の促進に努める。

なお、重点施策を具現化するため、次の柱を掲げ体系的に推進するものがある。

- (一) 文化活動の充実
- (二) 文化活動指導者の養成確保
- (三) 文化施設の整備
- (四) 文化伝承の充実

以上は重点施策の概要であるが、これを具体化するための事業及び指導行政の指針を設定し、教育行政を推進するものである。

市町村教育委員会、学校並びにその他の教育機関にあっても、これらの趣旨を理解され諸施策の実現に努められよう期待するものであります。



少年空手道部練習（広野体協）